

## 「(仮称) 第 3 次宇都宮市観光振興プラン」策定懇談会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 「(仮称) 第 3 次宇都宮市観光振興プラン」を策定するにあたり、市民から広く意見を取り入れるため、「(仮称) 第 3 次宇都宮市観光振興プラン」策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 懇談会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 公募による委員

3 前項第 3 号の委員の募集の方法、選考方法等について必要な事項は、別に定める。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行に当たる。

(関係人の出席)

第 6 条 懇談会は、必要があると認めるときには、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 懇談会の会議は、原則として公開する。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、経済部観光交流課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から適用する。